北広島市公益活動事業補助金交付要綱

平成21年12月9日 市長決裁 改正 平成23年3月29日 平成25年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、公益活動団体が行う事業に対して補助金を交付することにより、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公益活動団体」とは、北広島市市民協働推進会議設置条例(平成 20年北広島市条例第28号。以下「協働推進会議条例」という。)第2条第1項に規定するもの をいう。

(補助対象団体)

- 第3条 この要綱による補助を受けることができる団体は、別表に掲げる活動を行う公益活動 団体であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。
 - (1) 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること。
 - (2) 団体が実施する事業の計画及び予算を定めていること。
 - (3) 団体が、1年以上継続して自主的かつ自立的な活動を行っていること。
 - (4) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
 - (5) 団体の構成員が5人以上であること。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、公益活動団体が実施する 次に掲げる事業とする。
 - (1) テーマ設定型事業 市が設定する主題に基づき提案し、及び実施する事業
 - (2) 自由提案型事業 別表に掲げる活動の中から公益活動団体が自ら設定する主題に基づき提案し、及び実施する事業
- 2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 団体が自らその事業を行うこと。
 - (2) 補助金を交付する年度内に完了する事業であること。
 - (3) その事業の実施の効果が市内の広域にわたって生ずること。
 - (4) 会員相互の共益及び親睦のみの活動でないこと。
 - (5) 補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金を受けていないこと、 又は当該補助金の交付対象でないこと。
 - (6) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としていないこと。
- 3 第1項の補助対象事業は、補助金を交付する年度内において、1団体につき1事業に限るものとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する経費で次に掲げるもの以外の経費とする。
 - (1) 団体の構成員に対する人件費
 - (2) 団体の構成員による会合等の飲食費及び交際費
 - (3) 団体の事務所等を維持するための経費

- (4) 団体の経常的な活動に要する経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) テーマ設定型事業 補助対象経費の3分の2以内の額(その額が40万円を超えるときは、 40万円)
 - (2) 自由提案型事業 補助対象経費の2分の1以内の額(その額が20万円を超えるときは、 20万円)
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付等)
- 第7条 補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則 第10号)の規定するところによる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画財政部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 1から18までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関し連絡、助言又は援助を行う 活動